

佐賀県田手川の

河道変遷に関する一考察

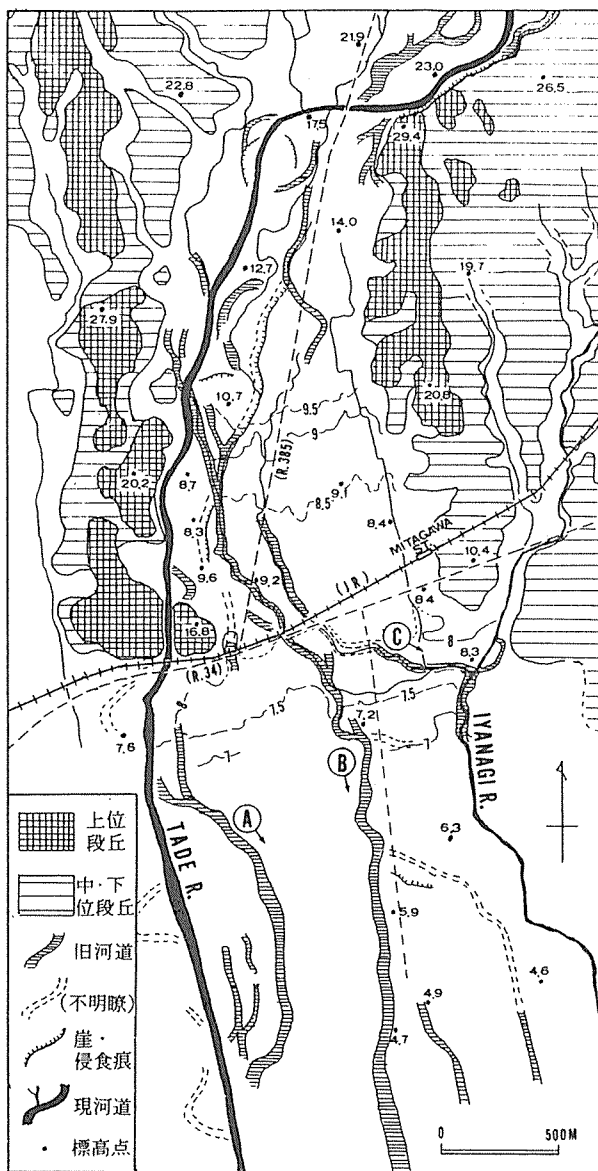
南 出 眞 助

(一)

田手川は脊振山地蛤岳^(はまぐり)(標高八六三メートル)に源を発し、佐賀平野を横断して筑後川に合流する、幹川長十三・五キロ、流域面積六八・六平方キロ^①の小河川である。平野部の流域を概観すれば、まず東脊振村石動^{いさご}付近から扇状地が形成される。ここから現河道は緩やかに西に曲がっており、左岸では比高三・七メートル程度の明瞭な崖をもって段丘化しているが、右岸ではなだらかに漸移している。西に寄った河道は約一キロで再び南に折れ、佐賀平野に長く舌状に張り出した上位段丘^②の東側に沿って二キロ余り流れる。上位段丘は、末端近くにおいても標高二〇メートル前後あり、現氾濫原とは約十二メートル

ルの比高を保っている。段丘末端部を横切った河道は、三田川町と神埼町との境界をなす直線河道地帯に入る。ここでは、河床が周囲の田面より高い地点もあり、総じて中間地帯の様相を呈している。なお、扇状地からこの付近までの水田土壌は、花崗岩を母材とする、透水性の大きな壤土である^③。約二キロ南方で河道は境界線から離れ、西ヘジグザグに折れ曲がる。千代田町に入る標高四一三メートル付近から下流は完全なデルタ地帯であり、筑後川への合流点に至るまで、極端な蛇行の痕跡を数多く残している。水田土壌も強粘質の黒泥ないし灰色粘土層となる^④。

本稿で問題としたいのは、田手川の純地形学的な特徴についてではなく、主として歴史時代における人為的な河道変遷についてである。そこで、まず旧河道の分布を空中写真および大縮尺図^⑤から確認したのが第一図である。この図では、周辺の地形面は便宜的に分類したにすぎず、たとえば中位と下位の段丘面^②は、場所によっては明瞭に区別しがたいため、一括して表示した。また、旧河道の復原には直接関係が薄いと思われる部分の微細な検討も省略した。したがって、全体としての精度は必ずしも高いものではない点をことわっておきたい。



第一図 田手川旧河道分布図(筆者原図)

ここで、旧河道の痕跡が顕著に見られるのは、上位段

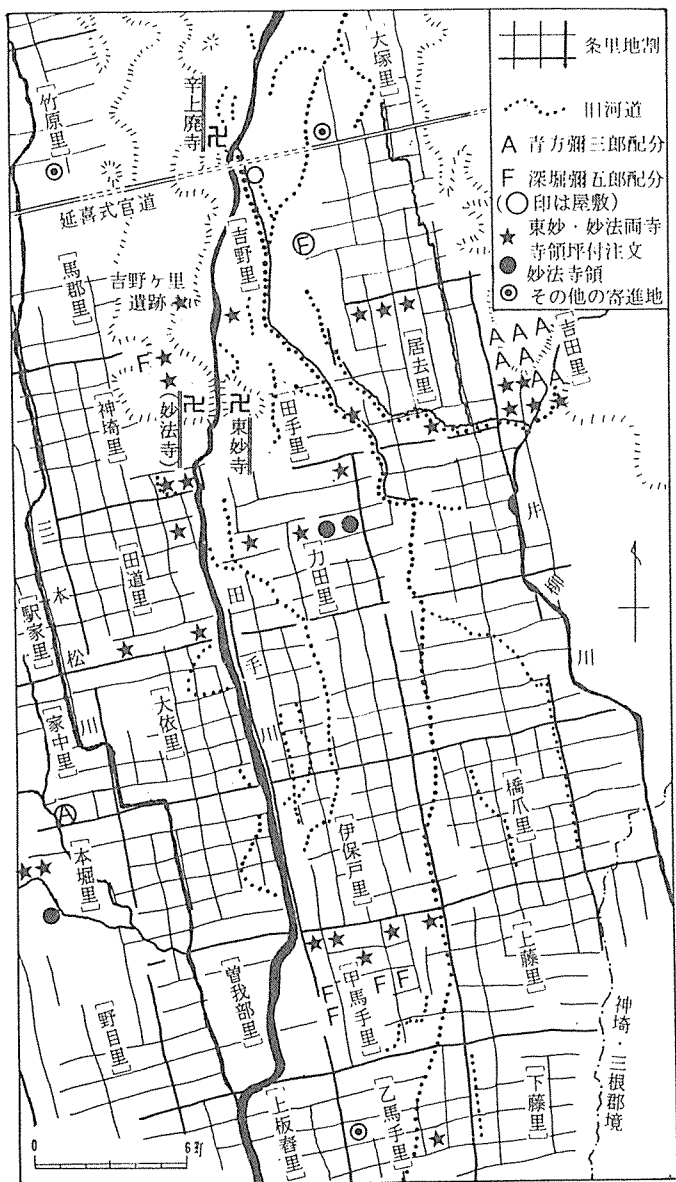
丘に挟まれた南向点から下流側である。その中でも、空中写真で明瞭に判読できる連続性のよい旧河道は、図中AおよびBである。Aはその痕跡の明確さからみて、時代的に最も新しい旧河道とも考えられるが、近世後期の「衣村」⁶絵図においては、旧河道の微高地上に集落が带状に立地している様子が読み取れる。ただし衣村自体の成立はもっと古くに遡る。またBは、途切れる部分もあるが、やはり近世の「豆田」や「箱川」などの諸集落が立地している。なおCはやや不明瞭であるが、現在も細流を残しており、近世の郷絵図（後述）からは、当時、現在よりも有力な一分流をなして井柳川に合流していたことが推察される。

これらの旧河道はそれぞれいつ頃形成され、いつ頃廃絶したのであろうか。また、最終的に現河道に至る河道変遷の過程において、そこに作用したであろう人為的な営力をどのように加味すべきだろうか。河道と地割との切り合い関係や中近世の文書・絵図類を傍証として以下に論じていきたい。

(二)

まず、田手川の現河道を観察して明らかに不自然であると思われるのは、上位段丘の末端部を直線的に切る部分である。現地で見れば河道は東西に連続する段丘を深く刻んでおり、現河床から段丘面までの比高は、小さいところでも五メートル以上ある。これが自然の河道であるとは、到底考えられない。仮に、南流してきた田手川が、この地点で段丘にぶつかったとすれば、周辺の等高線・標高点からみても、東に向かうのが自然であろう。段丘面の高度分布からみても、この部分だけの局部的な隆起などありえない。むしろ旧河道B（ないしC）の方が、より自然な河道に近いといえる。

では、現河道が人工のものであるならば、「付け替え」の契機は何にあったのか。最も考えうることは条里地割の施行である。前述のように、段丘を横切った河道はすぐに神埼町と三田川町との境界をなす直線河道地帯に入るが、この直線は神埼郡条里（十三度西偏）の五条と六条との界線⁷でもある（第二図）。河道は三里分を完全に直線状に南下して、そこからやや南西に振っているが、やはり坪界線に沿うように、数町分ずつ直角に跛行して



第二図 条里地割の分布と中世の所領配置
(筆者原図。里名は日野尚志，1982による。)

いる。このような直線的河道形態は、各地の例が示すように、条里地割のプランに従って形成されたものである。ただし条里の施行時期は不明である。

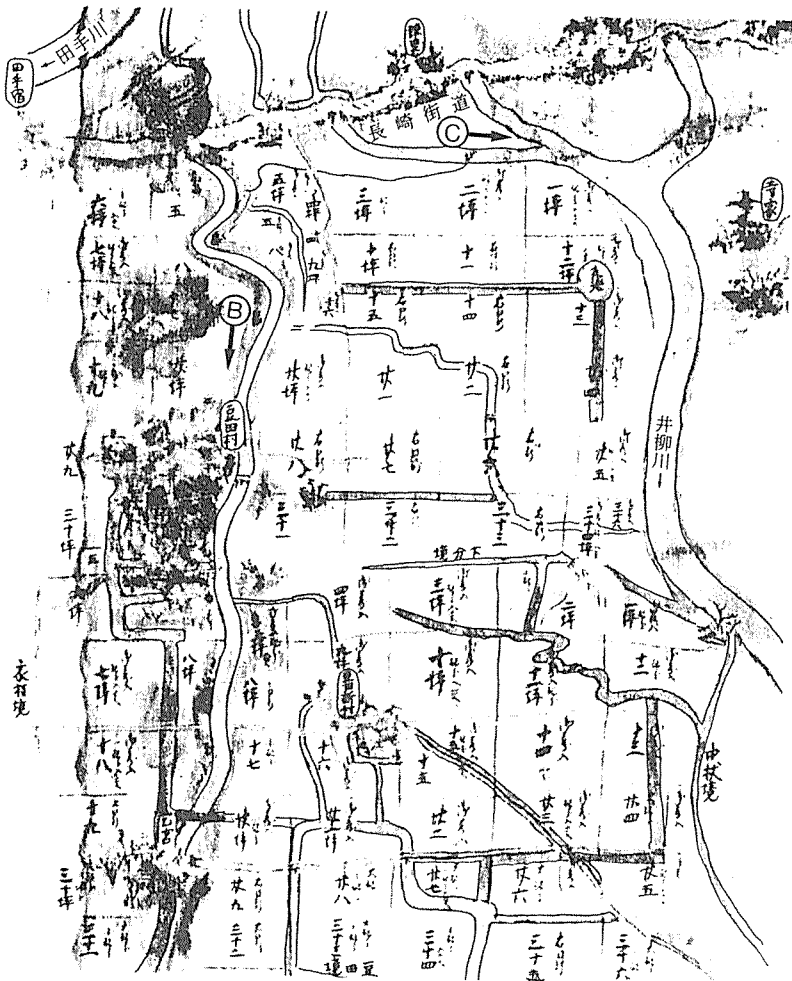
条里施行以前の田手川の主たる河道は、周辺の等高線などからみれば、旧河道Bであった可能性がきわめて大きい。しかし、「付け替え」が行なわれたとしても、旧河道Bは、それと同時に廃川となつたのではない。慶長の国絵図にも旧河道Bに相当する河道が描かれているほか、近世神崎上東郷の大庄屋牟田権右エ門がとりまとめた延享三年（一七四六）の『井手井樋調査報告書』^③によれば、田手川本流との分岐点には「辛上せき」^{やみな}が設けられ、旧河道Bは「箱川水道」と名付けられている。近世後期の『神崎郡上東郷図』^④でも、有力な水流として描かれており（第三図）、現在なお北半部は用水路に利用されている。空中写真を仔細に観察すれば、旧河道Bにおいても、条里の方格に沿い、直角に折れ曲がる部分が何箇所が見られる。このことは、旧河道Bが、条里地割を規範とする灌漑水利系統の中に組み込まれ、活用され続けたことを物語っていると考えてよいだろう。

旧河道Bの南半部はさらに「条里的」である。北半部では、井柳川方向に合流するような痕跡を何本も残して

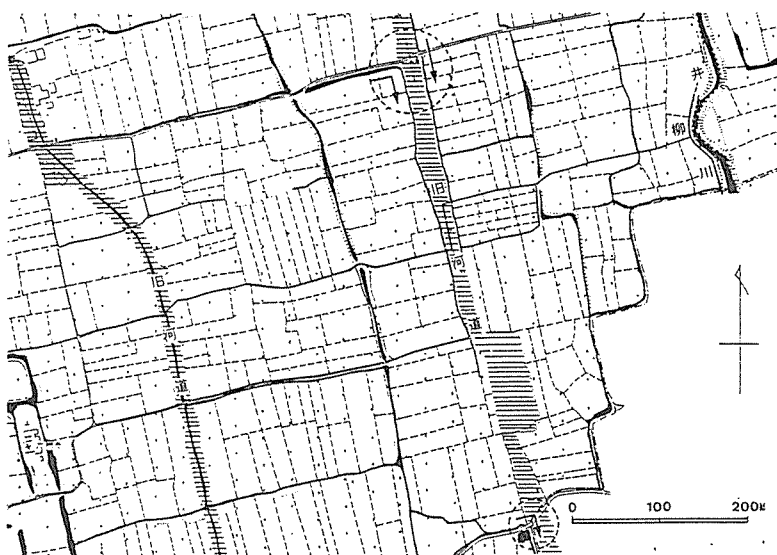
いるが、「橋爪里」（第二図）の北部あたりから東側へ派生した分流は三条と四条との界線に沿い、一方、本流は四条と五条との界線に沿っているからである。『神崎郡上東郷図』では、この分流の跡は畠と表示されているが、大縮尺図で見れば、現在でも微高地となっているため、両側の用水路が明確に分断されている（第四図）。このように考えれば、旧河道Bは、井柳川方向に流れていた北半部（あるいは旧河道Cを含む）のみが自然の河道であつたと思われる。それに対して南半部は条里の界線に沿うように再編成されたものであらう。

同様の河道形態は、たとえば三本松川においても見られる。三本松川は、前述の上位段丘の西側を流れ、その流域は城原川水系に属するのが自然であるようにみられるが、現河道は六条と七条との界線に沿うように田手川の西側を平行して南流し、一町、二町と直角に跛行しながら田手川に合流している（第二図）。これもまた、条里地割に規制された河道であると考えざるをえない。

そこで、やや大胆ではあるが、条里地割の施行に伴う周辺水系の再編成課程をつぎのように整理しうるのはないだろうか。①条里地割の施行以前においては、田手川の主流は旧河道Bの北半部から、井柳川方向へと流れ



第三図 『神埼郡上東郷図』(部分)にみる旧河道
(注9に筆者加筆)



第四図 里界線に沿う旧河道と用水路
(注5、三田川町図に筆者加筆。横線部は旧河道)

ていた。②当時、上位段丘の延長方向にあたる一帯には自然の河流がなく、灌漑が困難であった。③そこで段丘を約二百メートルにわたって掘削、五条と六条との界線に相当するルートに人工河道を設定、これをもって田手川の新たな本流とした。④旧河道Bは廃川とせず二本に分け、それぞれ三条と四条、四条と五条との界線に沿うように配置した。⑤三本松川も直線化し、極力、六条と七条との界線に沿わせるようにした。⑥こうして、六町間隔で幹線用水路を配した「条里的」灌漑水利系統が完成したのである。

段丘面を数メートルも掘り下げる導水工事は、当時としてはきわめて大がかりなものであったと推測される。しかし、この地点の北方には、防禦的諸施設を備えた弥生中後期の大規模な環濠集落と大量の甕棺などが出土した吉野ヶ里遺跡・志波屋遺跡群^⑩が広がり、奈良時代の建物群や延喜式官道の遺構も検出され、駅家や郡衙の存在も推定されるなど、時代的に幅があるとはいえず、付近は古代の一大地域中心をなしていた地区である。旧河道Bの分岐点の西側では、奈良時代に創建された「辛上廃寺」^⑪の跡も確認されており、『肥前国風土記』^⑫の「神埼郡」の項に記される「寺壹所僧寺」に相当するとも考えられる。

「辛上」は「蕃神^{やまがみ}」であり、日野尚志も指摘するように、付近の「里」名には渡来人集団の居住を思わせるものもある。そのような社会的背景を勘案すれば、前に述べたような大規模な土木工事も、あながち無理な想定ではないように思われる。

『和名類聚抄』¹⁴に記される神埼郡の郷名は、「蒲田加萬田」・「三根 美爾」・「神埼 加無佐岐」の三郷であるが、他に古代の文書で神埼郡条里について記したものは、延喜五年（九〇五）の『筑前国観世音寺資財帳』¹⁵のみである。

肥前国壹拾貳町 熟田

基肆郡参町 竝上

(略)

三根郡参町 上田二町九段百八十歩 中田百八十歩

(略)

神埼(埼) 郡陸町 上田五町 中田一町

七條驛家里八壺田一町^上 十七壺田一町^中

十八壺田一町 廿壺田一町

廿九壺田一町 卅壺田一町

「驛家里」は、三本松川の西側にあたる里である（第二図）。他郡の田積記載の厳密さからみても、「驛家里」

の各「壺」の「一町」は概数ではない。「十七壺」を除けば、一町方格内がすべて上田という、すばらしい田地である。

なお、旧河道Cがこの「付け替え」工事とどのように関わっていたのかは不明である。現在では僅かな細流を残すにすぎない旧河道Cであるが、前述の『神埼郡上東郷図』では、その一部が、旧河道Bと同程度の規模に描かれている（第三図）。もちろんこの描写が正確に川幅を反映するものではなく、また当時の旧河道Bも細流にすぎなかったのかもしれないが、長崎街道が旧河道Cを越える地点には、中央橋脚を持つ橋も描かれており、すくなくとも畦畔に付随するような小さな水路ではなかったようである。

(三)

中世、神埼郡の平野部は殆ど神埼荘の荘域に組み込まれていた。その母体は、『類聚国史』¹⁶巻一五九記載の「仁明天皇承和三年十月癸亥、肥前国神埼郡空閑地六百九十町、為勅旨田」（八三六年）にあり、これが後に皇室領荘園となったようである。藤原道長の『御堂関白記』¹⁷長

和四年（一一〇四五）の条には、宋僧念救が帰国する際に、「神埼御土司豊嶋方人」に付いて下向したという記事があり、莊園の成立はそれ以前に遡る。神埼莊にはしばしば宋船が来着していたようで、長承二年（一一三三）の来着に際しては、当時の鳥羽院司平忠盛が大宰府府官の干渉を排して、貿易船の管理権を独占しようと策謀した経緯が源師時の『長秋記』¹⁸に記されている。

着岸地点は不明であるが、当時は有明海が深く湾入していたであろうし、たとえ、海に面していなくても、筑後川を城原川や田手川との合流点まで遡航することは充分可能である。時代は遡るが、『肥前国風土記』¹⁹の「神埼郡三根郷」^{在郡西}の項には、「此郷有川。其源出郡北山、南流入海。有年魚。（景行）天皇行幸之時、御船従其川湖来、御宿此村。」（括弧内筆者）とあり、続いて「船帆郷」^{在郷西}の項にも「同天皇巡行之時、諸氏人等、举落乗船、举帆参集於三根川之津、供奉天皇。因曰船帆郷。又、御船沈石四顆、存其津辺。」とある。前者の「川」と後者の「三根川」とは同一であり、位置的には城原川に相当すると思われるが、田手川の可能性もある。いずれにせよ、神埼莊周辺は古くから水陸交通の結節点をなしていたのであり、古代末期には、単なる所領

としてではなく、貿易の拠点としても平氏の有力な経済基盤をなしていたのである。

鎌倉幕府が成立し、承久の乱（一二二二年）を契機に莊域は没収され、この乱で勲功のあった三浦泰村が地頭職に補任されたが、同氏も宝治元年（一二四七）の合戦によって滅亡、しばらくは「闕所地」となっていた。文永十一年（一二七四）・弘安四年（一二八一）のいわゆる「元寇」の後、その勲功賞配分地を捻出するために、鎌倉幕府は新田開発や荒田の再開発などに四苦八苦するのであるが、この広大な闕所地こそ絶好の配分対象となつたのである。正応五年（一二九二）の『河上宮造宮用途支配惣田数注文』²⁰には「院御領神崎庄三千丁」と記されるほどの巨大莊園になっている。

配分作業は南北朝の動乱以後まで続き、その対象も四百人余りに及んだと伝えられるが、配分地の詳細まで記した文書は数点しか残されていない。その中の一例として、松浦水軍の統帥者であつた「肥前国青方彌三郎家高」²¹への配分地はつぎのとおりである。

田地三町 東郷 吉田里

十六坪三反内二反一丈 ^{西寄}

十七々六反一丈 十八々一反二丈

十九々五反四丈 廿々 五反
廿八々三反三丈 廿九坪八反内五反四丈

東寄

屋敷

土師郷家中里

卅四坪田一字 西寄三反 直元居園

畠地

東郷小園前

一所三反内一反 秋末房 西

現在もその名を集落名に残す「吉田里」は、平野の縁辺部にあたる。神埼郡条里の模範的坪並（東北隅から西行する千鳥式⁷）に従えば、配分地は一円的ではあるが、この「十七坪」（六反一丈）などは北から張りだした下位段丘面にはとんどかかってしまう（第二図）。劣悪な条件の田地であったと考えざるをえない。なお記載様式からみて、「十六坪」は全田地が三反であり、その内、二反一丈が青方分である。「廿九坪」も同様に八反の内五反四丈が青方分と考えられる。屋敷地は、遠く隔たった「家中里卅四坪」の小河道沿いである（第二図）。

一方、荘内には、永仁六年（一二九八）より四十数年前に尼寺「妙法寺」が建立されていたが、弘安年間には

さらに蒙古降伏祈願のために、後宇多天皇の勅願によって「東妙寺」（共に西大寺末）が建立された。勲功賞配分地は後にこの両寺に集中的に寄進されることになる。たとえば、正応二年（一二八九）の『蒙古合戦勲功賞配分状案』に見られる、「肥後国大野田嶋十郎幸隆」²³への配分地はつぎのとおりである。

田地五町

倉戸郷

乙板春里

廿六坪一町三丈内八段 西寄

廿七坪六段二丈

廿八坪九段二丈中

卅坪一町

卅二坪五段三丈

卅三坪七段四丈内四段三丈中 東寄

屋敷

東寄人

一字 彌永富

畠地

菰（蒲）田郷加納用作所

新田里

六坪三段二丈内二段 西寄 安松

「乙板春里」は、日野尚志の推定によれば、第二図「上板春里」の西南側にあたる里で、近世の「高志村」に相当する。この配分地記載と、建武二年（一三三五）の『東妙・妙法両寺寺領注文写』のうち、「妙法寺分」として「田嶋十郎入道幸圓」の項に掲げられる所領の内訳とはほとんど同一である。

倉戸郷乙板春里廿六坪八段 廿七坪六段二丈

廿八坪七段四丈中 廿九坪五段四丈

卅二坪五段三丈 卅三坪四段二丈中

東寄人屋敷一字

補（蒲）田郷加納用作所郷新田里畠二段

したがって、正応二年に配分を受けた田畠屋敷が、その後そっくり、妙法寺に寄進されたことになる。また、同じく妙法寺分として、「伊福左衛門三郎入道行西」の項には、つぎのような記載がある。²⁶

東郷横田里廿九坪三段三丈 卅坪四段

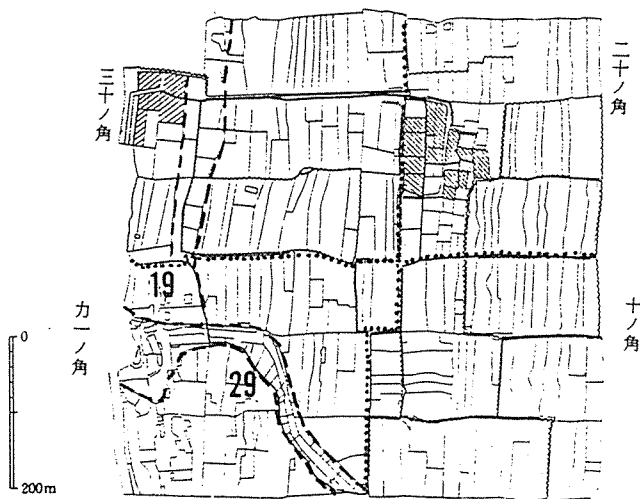
卅一坪六段二丈 卅二坪八段四丈

卅三坪五段一丈

坪並からわかるように、前掲の「青方分」のちょうど南側に相当する地区である。（妙法寺領の「廿九坪」は

三段三丈であるから、青方分の五反四丈と合すると全田地「八反」をやや超える。）これを現地にあてはめると、井柳川が、現河道では「卅二坪」に、旧河道では「卅三坪」にかかってしまう（第二図）。それぞれの坪が原則として一町四方であったとすれば、当時の井柳川は、「卅三坪」を横切っていたと考えられる。「卅二坪」から河川敷を除いたうえで八段四丈の田地を確保するのは困難であろう。いずれにせよ、限界に近い開田がなされていた状況が想定される。他にも、たとえば「都肥前房跡道意」の「東郷居去里卅坪三段二丈 卅四坪四段」はそれぞれ旧河道B・Cにかかるなどの例がみられる（第二図）。

このように寺領を比定していくと、旧河道Aについても興味深いことが判明する。旧河道Aは現田手川に平行しており、一見すれば、直線化以前の河道のようにもみえるが、直線河道自体が段丘を人工的に開削したものであるならば、それ以前には、下流側に水流はなかったはずである。しかも空中写真の観察によれば、微高地としての旧河道跡と田地との境界は極めて明確であり、人工的な削平のあとも殆どない。条里地割の施行以前に廃絶した河道であれば、なんらかの削平、整地を受けている



第五図 「力田里」の地割

(注5、『地籍図集成』に筆者加筆。破線は旧河道，点線は小字界。)

はずであり、少なくともそれ以後に廃絶した河道の痕跡であると判断される。『注文写』の「大和三郎兵衛太郎入道浄寛」の項には、⁽²⁸⁾「力田里一坪一段一丈 □九坪一丁」が記されている。ここで「□九坪」が問題となるが、実は、たとえ「十九坪」であっても、「廿九坪」であっても、旧河道Aにかかるのである(第五図)。当時、旧河道Aが水流を有していたとすれば、これらのいずれの「坪」でも「一丁」の田地を確保することは不可能である。また、旧河道Aがすでに廃絶していたとしても、空中写真で明確に判るほどの微高地では、畠地として利用できても田地としては成立しえなかったであろう。したがって旧河道Aは、『注文写』以後に出現し、近世の「衣村」集落が形成される以前に廃絶した分流の跡であると考えられる。近世後期の「衣村」絵図(前出)では、帯状の微高地は畠地として利用されており、これを貫く水流の描写は見られない。

最後に、あらためて東妙・妙法両寺の位置に注目しておきたい。これらの両寺は、段丘上に、田手川を挟むような格好で配置されていた。年代は不詳であるが、鎌倉末期から南北朝期のものと思われる『東妙寺妙法寺境内図』⁽²⁹⁾には、堂々たる七堂伽藍を配する境内のみならず、

両寺の間を貫く田手川とその下流側の集落の様子まで、必要以上と思われるほど精緻に描かれている。論理がいささか飛躍するかもしれないが、これらの両寺は、田手川を扼し、その管理権までも掌握していたのではないだろうか。両寺は、蒙古降伏祈願と勲功賞配分地の寄進を通じて、強大な在地権力に成長した。東妙寺は、延慶三年（一三一〇）の『鎮西探題過書写』³⁰に「関・東・御・祈・禱・所・肥・前・国・東・妙・寺・造・宮・材・木・勝・載・船・壹・艘・事」、右、九州・津・関・泊、無煩可勘過之状如件」（傍点筆者）と記されるほか、建武三年（一三三六）には足利尊氏の祈禱所に指定、応永九年（一四〇二）には足利義満の祈願寺となるなど、將軍家の手厚い保護を受けた。神埼荘内の河川管理や荒蕪地の再開発などに際して、実質的な主導者としての立場を有していたことは充分考えられる。なお両寺とも戦国期の兵火にあって消失、後に東妙寺のみ再建された。

(四)

これまでの考察を簡単に整理し、推定も交えてではあるが、まとめにかえておきたい。

① 条里地割が施行される以前の、田手川の自然な河道

は、旧河道Bの北半部ないし旧河道Cであり、現在の井柳川方向に流れていた。

② 条里地割の施行に際して、段丘を掘削、里界線に沿う直線河道が設定された。他の分流・旧河道もなるべく里界線ないし坪界線に沿うように再編成され、条里的灌溉水利体系が完成した。

③ この大工事には、おそらく水運を通じて対外的にも交渉を持っていたであろう在地の巨大勢力が関与した。

④ 旧河道B・旧河道Cは、その後も共に用水路として利用され、近世においても重要な幹線用水路をなしていた。

⑤ 元寇後の勲功賞地配分に際しては、劣悪な条件の旧河道跡地までもがその対象とされたが、やがて寄進地の集中と共に、東妙寺が田手川河道の管理権をも掌握した。

⑥ 旧河道Aは、建武二年（一三三五）以後に出現し、近世初期頃まで存続、その後廃絶した。跡地は「衣村」の集落および畠地として利用された。

ただし本稿では、当該地域の近世の水利問題については触れていない。佐賀藩の水利書である、南部長恒の『疏導要書』³²（天保五年、一八三四年）によれば、水利の神様といわれる成富兵庫茂安が、蛤岳から福岡側に落ち

る那珂川の源流を、分水嶺を越えて田手川に通水する「蛤水道」を完成させたと伝えられている。この通水工事によって、田手川本流や旧河道B・Cなどの用水路の水量がどの程度増加したのかは不明であるが、下流側で大規模な河道変遷をもたらすほどの影響はなかったものと考えられる。なお、旧河道Bを利用した「箱川水道」の整備に伴う、水相論の記録などもあるが、今回の考察では割愛した。

本稿で使用した近世絵図類の閲覧に際しては、佐賀県立図書館および早稲田大学図書館の協力を得た。吉野ヶ里遺跡などについての資料は、佐賀県教育委員会文化課主査七田忠昭氏の提供による。以上の各位に、記して感謝したい。

注

- (1) 経済企画庁総合開発局国土調査課『筑後川水系調査書』および『筑後川水系利水現況図』（五万分之一）、一九六八、による。

- (2) 高崎正義監修武久義彦他編『有明海北岸地域地形分類・地盤高図』（五万分之一）、建設省国土地理院、一九六六、による分類。

- (3) 佐賀県農業試験場『水田および畑地土壌生産性分類図』（五万分之一）、一九七〇、による。

- (4) KU-7013XおよびCKU-74122。

- (5) 『東脊振村管内図』（五千分之一）、一九八三。『三田川町都市計画図』（三千分之一）、一九七三。いずれも各町村役場発行。なお微細な地割の検討に際しては、佐賀県教育委員会『佐賀県地籍図集成（二）肥前国神埼郡』、佐賀県文化財調査報告書八九、一九八八、を参照した。

- (6) 早稲田大学図書館所蔵。一分一間、地類彩色、小字名記載。年号記載はないが、「衣村」近隣の「神埼下郷箱川村絵図（佐賀県立図書館蔵）が寛政七年（一七九五）に、周辺の村絵図もほぼ寛政六、八年頃に作成されている。「衣村」絵図は、これらと同一の規格・描画方法で描かれていることから、ほとんど同時期に作成されたものとみてよいだろう。

- (7) 米倉二郎「肥前平野の條里（予報）」、地理論叢五、一九三四、一七九～一九八頁。日野尚志「固有里名の現在地への比定について——肥前国神埼郡の場合——」、『地域とその文化と自然』、福武書店、一九八二、六三一～六四〇頁。

- (8) 『東脊振村史』、同編纂委員会、一九八二、三七二頁。

- (9) 鍋島報効会所有、佐賀県立図書館寄託。手書き、彩色、坪並記載。前掲注6などの村絵図とは異なり、測量図ではなく、地物の立体的描写も混ざるなど、見取図的な性格をもっている。本稿では、同図書館の『古地図絵図録』、佐賀県史料刊行会、一九七三、一〇三頁収録の影写版を利用。
- (10) 「志波屋六ノ坪(乙)遺跡」、『志波屋四ノ坪遺跡』などの総称。なおこれらの坪小字名は、筆者の調査によれば明治初期の命名であり、条里の坪並とは無関係である。
- (11) 『佐賀県史蹟名勝天然記念物調査報告』(『佐賀県の地名』、日本歴史地名大系四二、平凡社、一九七九、一一六頁による。)
- (12) 秋本吉郎校注『風土記』、日本古典文学大系二、岩波書店、一九五八、三八八頁。
- (13) 前掲注7、六三四頁。
- (14) 池邊彌『和名類聚抄郷名考證』増訂版 吉川弘文館、一九七〇、六四九頁。
- (15) 『観世音寺文書』(瀬野精一郎編『肥前國神崎荘史料』、吉川弘文館、一九七五、二一三頁所収。なお本史料は、以下、『神崎荘史料』と略す。)
- (16) 『神崎荘史料』、二頁所収。
- (17) 『神崎荘史料』、四一六頁所収。
- (18) 『神崎荘史料』、十一一十二頁所収。
- (19) 以下の記述は、『神崎荘史料』所収の、瀬野精一郎による「解説」(二二三一四〇頁)に依拠した。

- 同『鎮西御家人の研究』、吉川弘文館、一九七五、も参照。
- (20) 『河上神社文書』(『神崎荘史料』六〇頁所収。)
- (21) 『青方文書』(『神崎荘史料』、五二頁所収。)
- (22) 永仁六年の「官宣旨」(『東妙寺文書』)に「(前略)東妙寺(中略)、去弘安中草創地也、妙法寺者建立以後即令止住尼衆、歴四十餘廻之星霜畢、(後略)」とある。『神崎荘史料』、七五七六頁所収。)
- (23) 『南権平氏所蔵文書』(『神崎荘史料』、五〇一五頁所収。)
- (24) 前掲注7、六三七頁。
- (25) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、一三四一三五頁所収。)
- (26) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、一三三頁所収。)
- (27) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、一三三頁所収。)
- (28) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、一三五頁所収。)
- (29) 東妙寺所蔵、県重要文化財。本稿では、八尋和泉「筑前飯盛神社神宮寺文殊菩薩騎獅像および豊前大興善寺如意輪観音像について―九州西大寺末寺の佛像新資料二例―」、研究論集二、九州歴史資料館、一九七六、六一頁収録の付図によった。
- (30) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、八四一八五頁所収。)
- (31) 『東妙寺文書』(『神崎荘史料』、一九一頁所収。)

(32) 佐賀県立図書館所蔵。種々の写本・刊本がある。
本稿では前掲注8、三七六頁所収、によった。